

特定外来生物の防除等対策について

【担当省庁】環境省

特定外来生物の防除等事業の着実な実施のため、**特定外来生物防除等対策事業交付金の交付率引上げや交付対象期間の拡大など財政的支援の充実**を図っていただきたい。

また、都道府県域を越えて被害が拡大している特定外来生物については、地方自治体が連携を図って効果的な防除ができるよう、**国が広域的な対策の方針を示し、防除等施策を講じて**いただきたい。

【現状・課題等】

■特定外来生物防除等対策事業交付金の拡充

- ▶ 地方公共団体が行う防除等への支援（交付金）は、侵入初期の特定外来生物は、定額 250 万円、原則 2 年間（その後は、交付率 1/2 以内の支援）
- ▶ 令和 6 年度に京都府において被害を初確認したクビアカツヤカミキリについては、卵から成虫になるまで約 2 年間といわれており、約 2 年後以降に被害が拡大するおそれがあり、2 年間の支援では根絶に向けた効果的な防除計画の策定は難しい。

■国が主体となった施策の実施

- ▶ クビアカツヤカミキリの被害は、都道府県単独で防除等を実施してもその効果は十分ではなく、根絶には他地域との連携が不可欠である。
- ▶ 特定外来生物の防除については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の改正により、地方公共団体の防除等責務が規定されたところではあるが、国も防除等の主体であることは変わらない。
- ▶ 都道府県を越えた広域的な防除や連携を図るためには、国が広域的な対応方針を作成し、各都道府県が共通の意識で対策することが重要である。

■分布域の拡大状況

- ▶ 平成 24 年 愛知県、平成 25 年 埼玉県、
- ▶ 平成 27 年 大阪府・群馬県・東京都・徳島県
- ▶ 平成 28 年 栃木県、令和元年 茨城県・三重県・奈良県・和歌山県
- ▶ 令和 3 年 神奈川県、令和 4 年 兵庫県

■京都府における被害確認状況

- ▶ 令和 6 年 7 月京都市西京区、8 月福知山市三和町、9 月向日市寺戸町

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 京 都 府 の担当課 | 総合政策環境部 自然環境保全課(075-414-4378) |
|---------------|-------------------------------|

【国の事業等】

■外来生物対策〔環境省〕 10億円

■特定外来生物の防除等の対策に係る特別交付税措置

- ▶ 環境省の交付金を受けて実施する事業 地方公共団体負担（裏負担分）の5/10
- ▶ 地方公共団体が単独で実施する事業 地方公共団体負担 3/10

【京都府の取組】

■地域と連携した防除等対策事業 3百万円